

横浜市障害者グループホーム設置の留意事項

次の項目を満たしていないグループホームについては、設置費等の補助対象となりません。要領及び留意事項等を十分にご確認のうえ新規設置意向届又は移転意向届等を提出してください。

1 対象となる法人

- (1) 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱第4条の基準を満たし、募集期間内に障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）または障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）の提出を完了した法人が対象となります。
- (2) 応募時点の定款に「障害福祉サービス事業」を行う旨が記載されていない法人は対象外です。
- (3) 「障害者グループホームに係る補助金の交付決定の取消及び加算の取消を受けている」法人は対象外です。

2 募集方法

- (1) 補助事業者の募集告知は、募集期間を定め、本市ホームページにて行います。
- (2) 新規設置に係る補助事業者の募集は、障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）によって行います。
- (3) 移転に係る補助事業者の募集は、障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）によって行います。

3 応募できるホーム数

- (1) 設置費等補助を受けて設置した実績がない法人は「1ホーム」（※）のみ応募できます。
- (2) 申込締切時までに設置費等補助を受けて設置してからの運営実績が1年未満（承認を受けている運営実績のない法人を含む）の法人は「2ホーム」まで応募できます。
- (3) 申込締切時までに設置費等補助を受けて設置してからの運営実績が1年以上の法人は運営及び支援可能の範囲内で応募してください。

なお、申込数が多い場合は、多くの法人に運営していただきたい趣旨から、複数ホームで基準点を満たしていても、未承認となることがあります。（例.3ホーム申し込んでいたが、承認2ホーム、1ホーム不承認）

※ホームとは、基準省令等に定める共同生活住居（複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物）のことを指します。

※横浜市の補助対象は入居者数4人以上10人以下のホームです。

4 応募の取下げについて

障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）または障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）を提出後、応募を取り下げる場合は、障害者グループホーム設置等意向取下書（第3号様式）を速やかに提出してください。

5 補助事業者の審査に関する事項

(1) 審査時期

募集締切後に行います。

(2) 審査方法

ア 書類審査

提出された事業計画書等の各項目について、審査を行います。

イ ヒアリング審査

提出された事業計画書等の内容等について、応募法人に対してヒアリングの形式で実施します。

6 内示に関する事項

(1) 時期

審査後、補助事業開始年度までに行います。

(2) 方法

障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書（第4号様式）によって行います。

(3) 辞退について

障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書（第4号様式）による承認を受けた補助事業者が、当該補助金の内示を辞退する場合は、障害者グループホーム新規設置・移転辞退届（第5号様式）を速やかに提出してください。

7 設置（建設）について

(1) 障害者総合支援法、建築基準法、消防法（※1）、横浜市福祉のまちづくり条例（※2）等、関係法令の基準を全て満たしてください。また、既存住宅をグループホームとして利用する場合は、「共同住宅・寄宿舍」としての基準に適合させる必要性の有無を確認してください。

※1 スプリンクラー設備については、下記に記載する消防法施行令別表第一第6項（ロ）に該当する障害者グループホームに加え、設置時点で非該当であっても、入居者の障害支援区分の変動や入退居等を考慮し、グループホームを新規設置する時点で、スプリンクラーを設置するよう努めてください。

※2 横浜市福祉のまちづくり条例における障害者グループホームは、「共同住宅・寄宿舍」として取り扱います。

(2) 同一敷地内又は隣接地に設置できるホームは、同一法人・別法人に係わらず「2ホーム」までです。（市街化調整区域の場合は、8（2）を参照）

(3) 1つの建物内に複数のホームを設置する場合、その入居定員の合計数は、新築の建物の場合は10人まで、既存の建物の場合は20人までであることに加え、入口（玄関）が別になっているなど建物構造上、ホームごとの独立性が確保されている必要があります。

(4) 日中サービス支援型の定員は1ホーム10人まで、1棟あたり20人までです。（1棟あたり20人とする場合、2ホーム分の申請が必要になります）短期入所は併設型とし、定員は1ホームあたり1人、又は、1棟あたり1人とします。

(5) 令和7年度に補助対象として設置する場合は、令和8年3月1日までに開設できる計画にしてください。原則として、翌年度への繰越しはできません。

8 設置場所について

(1) 設置場所が決まっていなくても応募できます。

(2) 市街化調整区域に設置する場合(※)

ア 横浜市開発審査会提案基準第29号「障害者グループホームの建築行為等の特例措置」の基準を満たしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/chos-eikuiki/default2019.html>

イ 「既存の障害者グループホームの敷地から250m以上離れていること」については、最新の「障害福祉のあんない」の「障害福祉サービス事業所・施設一覧」をご確認のうえ、障害施設サービス課(電話671-3565)に、当該範囲内の障害者グループホームの有無を確認してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/an-nai/shogaishitsu.html>

ウ 横浜市開発審査会提案基準第26号「市街化調整区域となった時点から引き続き宅地である土地において行う建築行為等の特例措置」に該当する土地での設置も可能です。

※横浜市内で障害者グループホームの設置承認を受けたことがない法人については、市街化調整区域に設置できません。

9 入居者について

入居者は1人以上公募してください。共同生活援助担当に募集チラシと空室状況入力ファイル(掲載場所はグループホーム担当 045-671-3565 へご連絡ください)を提出のうえ、各区及び関係機関を通じて公募していただきます。

10 モニタリングを受けることについて(※)

運営開始後概ね1年以内に、障害者支援センターが実施する「モニタリング」を受けて頂きます。

※モニタリングとはグループホーム運営や支援内容に人権尊重の姿勢が導入されているか、また実際に障害者の人権が守られているかを見守るために行われるものです。福祉専門家、学識経験者、弁護士等で構成するモニター委員が複数人で訪問し、入居者、運営者、職員に個別にお話を伺います。

11 その他

事業計画書と実際の設置運営内容が大きく乖離する場合は、内示を取消す場合があります。

設置費補助の対象とならなかったホームは、今後、市単独加算及び運営費補助の対象となることはありませんので、ご注意ください。